

適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の
理解のために —

令和5年10月1日

消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

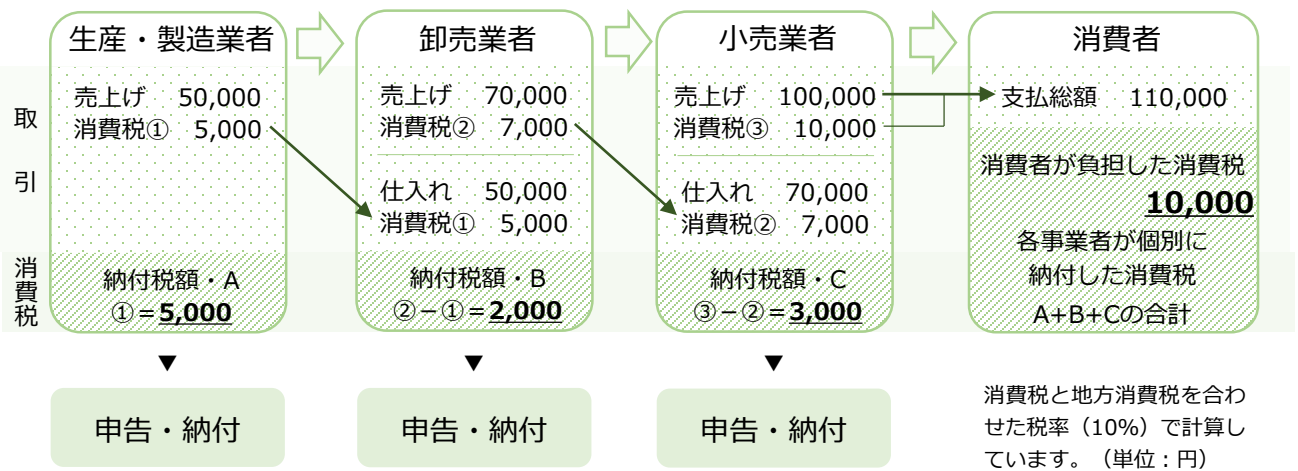
(令和6年12月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の**複数税率**です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- ※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。
- 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高にかかわらず課税事業者になります。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、「消費税のあらまし」（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

納付すべき消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。
[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} \times (\text{売上税額}) - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times (\text{仕入税額})$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存【変更なし】	
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 （インボイス）等の保存	変更点

適格請求書等保存方式においては…

詳しくは

- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます・・・P 4
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります・・・P 5
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます・・・P 9
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります・・・P 13
- 税額計算の方法が選択できます・・・P 16
- 登録を受けるためには、登録申請手続が必要です・・・P 20
- 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで、公表事項を確認できます・・・P 24

さらに
詳しく

国税庁では、適格請求書等保存方式に関するQ&A（インボイスQ&A）を公表しています。

詳しくは、インボイス制度特設サイト（P 25）をご覧ください。

※ このパンフレットは令和6年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

令和5年9月30日までは、仕入税額控除の適用を受けるために、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要とされていました（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除の要件を満たすこととされていました。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができました。

帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書	
株〇〇御中	
XX年11月2日	
(XX年11月2日取引分)	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
株△△	

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】

- これ以外に、例えば次のような方法があります。
- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 - 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ)			
XX年		株〇〇	
月	日	摘要	借方
11	2	株△△ 雑貨	22,000
11	2	株△△ 食料品 ※	21,600
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
⇒ 仕入明細書等による対応についてはP 6

開始時期

- > **令和5年10月1日**

適格請求書（インボイス）とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**適用税率**や**消費税額**のほか、**登録番号**などの一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
⇒ 記載事項についてはP5
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。
⇒ 電磁的記録の提供についてはP6
- > 適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」**に限られます。
- 課税事業者が、登録を受けることができます。
⇒ 登録申請手続についてはP20
- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】
- 下線の項目は、区分記載請求書の記載事項に追加して記載が必要な事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書（簡易インボイス）**を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等※
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

△△商事(株) ← ⑥
11月分 131,200円
××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ → * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内) 消費税額		¥24
10%対象		¥550
(内) 消費税額		¥50
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象 お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒ 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理についてはP8

記載に当たっての留意点

Point 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆるEDI取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

Point 仕入明細書等による対応

- 買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限りま
- す。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号：T123456... (株) △△
◎送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

納品書

納品書番号 (関連の明確化)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

Point

取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
 - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
 - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書 ××年11月30日

(株)〇〇御中 △△商事(株)

11月分 131,200円

取引先コード C016

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
∴	∴	∴
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表などで別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱われます。

※ 売手が適格請求書発行事業者でなくなった場合は、速やかに取引先コード表を修正する必要があるほか、事後的な確認を行うために、売手が適格請求書発行事業者である期間が確認できる措置を講じておく必要があります。

- 適格請求書等保存方式においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、**一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①③】**。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごとに端数処理 → 1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	端数処理 → 2,164	
10%対象税込計(内税)				30,972	端数処理 → 2,815	

【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごとに端数処理 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

※ 合計は認められません

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です（適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。）。

また、上記【例②：認められない例】（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除

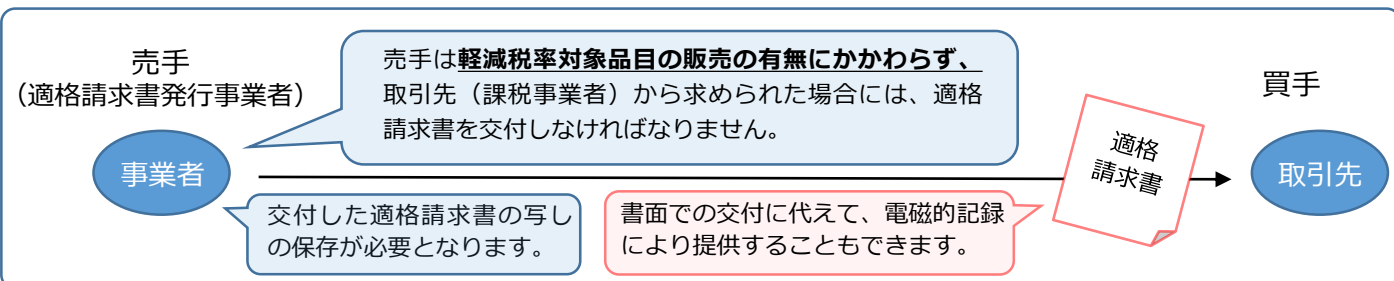
○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

○ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



Point

適格返還請求書の記載事項等

○ 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額
(税抜き又は税込み)
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

② XX年12月5日 販売奨励金支払明細書

① △△商事(株)
株〇〇御中
登録番号 T012345...

販売奨励金支払額 13,160円

④ *軽減税率対象

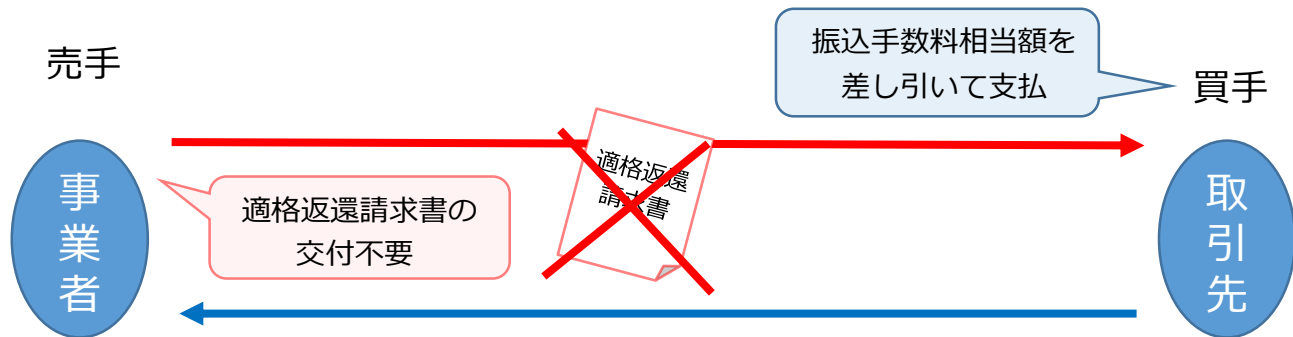
日付	品名	奨励金金額
③ 11/1	野菜 *	2,160円
11/1	日本酒	11,000円
⑤ 合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

⑥ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

○ 適格返還請求書の交付義務が免除される例として、次の場合があります。

(例) 500,000円の請求に対し、買手は振込手数料相当額440円を減額した499,560円を支払い、売手は440円を対価の返還等として処理する場合



→ 値引き額（振込手数料相当額）が1万円未満であるため、適格返還請求書の交付は不要

Point

前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書		
株〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
値引き額		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税900円)	
10%対象	5,500円(消費税500円)	
8%対象	5,400円(消費税400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です(取引先ごとの継続適用が必要となります。)

Point

修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。
修正した適格請求書の交付方法は、
 - ① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
 - ② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。
- といった方法などが考えられます。

【例】

（誤りのある適格請求書）

請求書<4月分>
○年○月○日
●●（株）御中
（株）△△
登録番号：T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
...	
合計		売上金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額 110,000円
消費税額等 11,000円

修正事項のみを明示

<<修正事項の通知>>
○年○月×日
●●（株）御中
（株）△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税額等
	10%対象	110,000円	11,000円

誤	合計	売上金額	消費税額等
	10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

Point

交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
 - 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
 - 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、
「インボイスQ&A」
(国税庁ホームページ)をご覧ください。

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

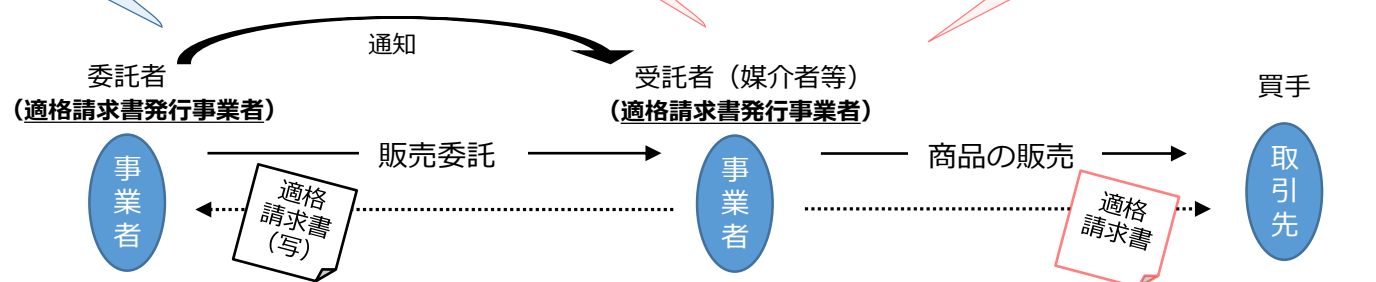
業務を委託する事業者（委託者）が**媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して**行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合には**、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の**通知をする必要**があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の**双方において**適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

詳しくは…
具体的な対応方法等については、
「インボイスQ&A」
（国税庁ホームページ）
をご覧ください。

【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

買手の留意点 (仕入税額控除の要件)

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

○ 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

⇒ 課税仕入れに係る経過措置についてはP15

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存 [変更なし]
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (インボイス) 等の保存

変更点

保存が必要となる請求書等の範囲

- > 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書

② 買手が作成する仕入明細書等

(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限ります。)

③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類 (P12「交付義務の免除」②③の取引)

④ ①から③の書類に係る電磁的記録

詳しくは…

電磁的記録の保存については、
「インボイスQ&A」
(国税庁ホームページ)をご覧ください。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この場合、原則として、帳簿に通常の記載事項のほか、「課税仕入れの相手方の住所又は所在地※」、「特例の対象となる旨」の記載が必要です。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される P 12「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

※ ①、⑤及び3万円未満の②の取引については、「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載は不要です。また、③のうち各業法で、業法上の帳簿に氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものや、④のうち事業者以外の者から購入するものも「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載は不要です。

【参考】 適格請求書の交付義務が免除される P 12「交付義務の免除」②③に掲げる取引についても、卸売業者や協同組合等から交付を受けるこれらの者の登録番号等が記載された請求書等（P13「保存が必要となる請求書等の範囲」③）の保存が必要です。

> 一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる経過措置が設けられています（少額特例）※。

※ 少額特例は、帳簿に「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」や「特例の対象となる旨」を記載する必要はありません。

Point 少額特例の適用要件等について

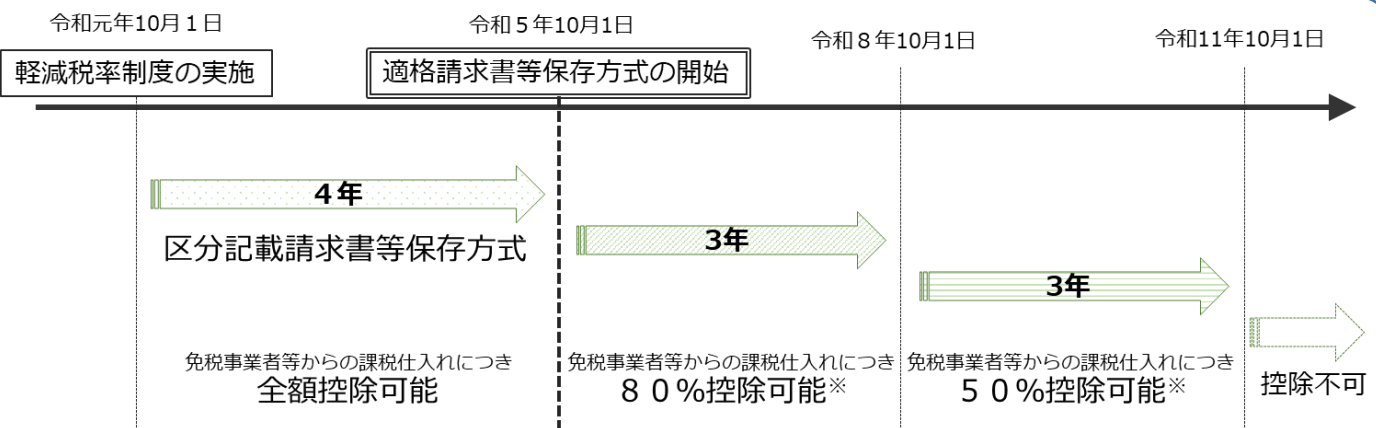
- 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間※の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込み1万円未満であるものについて適用されます。
※ 原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間
- 令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。
- 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

- 簡易課税制度（P18,19）を選択している又は2割特例（P16,17）を選択する場合、課税売上高から課税仕入れ等に係る消費税額や納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除の要件としては、適格請求書などの請求書等（P13）の保存は求められません。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- > 適格請求書等保存方式においては、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- > ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

※ なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、一の免税事業者等から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込金額）がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を受けることはできません。



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等^(注)の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

(注) 免税事業者等から受領した請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない場合、これらの項目に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

5 税額計算の方法等

税額計算の方法

> 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

仕入税額は「いずれか」選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

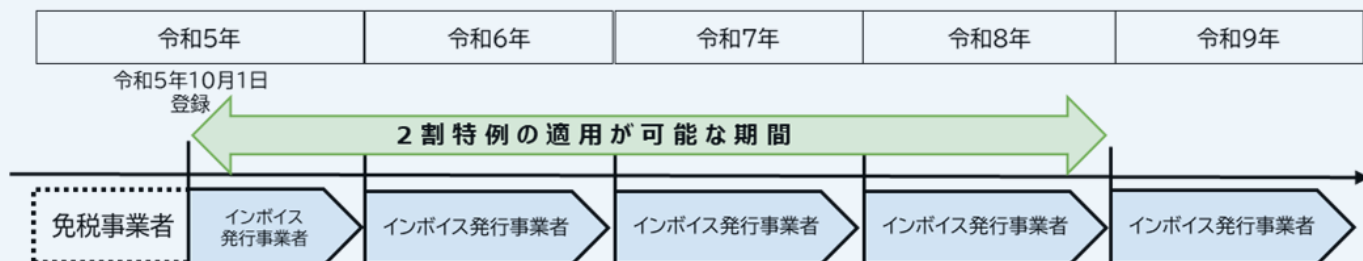
※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

> 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（免税事業者が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含みます※。）が適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

※ 適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前から課税事業者である期間を含む課税期間の申告については、2割特例は適用できません。

○ 個人事業者又は12月決算法人における2割特例の適用期間イメージ



Point

2割特例を適用することができない事業者

- 適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、例えば、以下のいずれかに該当する場合などは、本特例は適用できません。
 - 1 適格請求書発行事業者でない課税事業者
 - 2 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。
- 令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、課税期間の初日において、国内に恒久的施設（PE）を有しない国外事業者も、本特例は適用できません。

詳しくは…

2割特例を適用することができない事業者については、「インボイスQ&A」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の2割特例の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮する場合）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

Point

納付税額の計算方法等

- 具体的な計算方法は以下のとおりです。
$$\text{売上税額} - \text{売上税額} \times 80\% = \text{納付税額} (= \text{売上税額の2割})$$

（例）1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合の納付税額

$$70\text{万円} - 70\text{万円} \times 80\% = 14\text{万円}$$
- 2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すれば足り、事前の届出は不要です。

また、簡易課税制度を選択している事業者であっても、2割特例により申告することができます。簡易課税制度と異なり、2年間継続して適用するといった要件はありません。
- 簡易課税制度と異なり、各業種に応じた売上・収入の区分は不要です。そのため、適用税率ごとの売上税額を把握するだけで申告書の作成が可能です。

Point

2割特例適用後の簡易課税制度の適用

- 2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間において2割特例の適用を受けることができない場合であっても、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例があります。

⇒ この特例についてはP18

簡易課税制度

- > 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、原則として、事前に届出書を提出することにより、簡易課税制度を適用することができます。簡易課税制度は、課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて課税仕入れ等に係る消費税額を算出しますので、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

Point

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、2割特例（P16,17）の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。（【例①】）
- また、免税事業者が**令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間**に、登録に関する経過措置（P22,23）の適用により適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その登録を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**届出書をその課税期間中に提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。（【例②】）
 - ※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。）。
- なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、課税期間の初日において、国内に恒久的施設（PE）を有しない国外事業者は、簡易課税制度は適用できません。

【例①】 令和8年12月期において2割特例の適用を受けた個人事業者や12月決算の法人※が翌課税期間（令和9年12月期）から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和7年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和7年12月期	令和8年12月期	令和9年12月期
2割特例により申告	2割特例により申告	簡易課税制度の適用が可能

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限（令和9年12月31日）

令和9年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

【例②】 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人が、令和7年4月1日から登録を受ける場合で、令和7年12月期から簡易課税制度を適用するとき

令和6年12月期	令和7年12月期		令和8年12月期
	登録日 (令和7年4月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要	
免税事業者	免税事業者	簡易課税制度の適用が可能	簡易課税制度の適用



消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限 (令和7年12月31日)
令和7年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\times} \text{ (売上税額)}$$

$$- \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\times} \text{ (仕入税額)}$$



※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$\text{課税売上げに係る消費税額}^{\times} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は、事業区分ごとに40%~90%の割合が設定されています

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続については、
「消費税のあらまし」
(国税庁ホームページ)等
をご覧ください。

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

⇒ 免税事業者の登録申請手続についてはP22

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。通知及び公表までの期間の目安については、「インボイス制度特設サイト」（P25）に掲載しております。



通知及び公表までの期間の目安

- ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - ・ 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
 - ・ 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
- ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
- ③ 公表事項は、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

⇒ 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できる事項についてはP24

≪ 登録申請手続は、e-Taxで！！ ≫

- e-Taxソフトのほか、「**e-Taxソフト(WEB版)**」を利用して登録申請手続を行うことができます。
- 「**e-Taxソフト(WEB版)**」は、スマートフォンやタブレット、パソコンから利用でき、画面案内に従い入力する（問答形式）ことにより、入力漏れなどがなく、スムーズに登録申請データを作成・送信することができます。

(注) e-Taxを利用した登録申請手続には、**電子証明書（マイナンバーカード等）が必要**となりますので、事前にご準備をお願いします。

詳しくは e-Taxによる申請方法等については、「インボイス制度特設サイト」（P25）をご覧ください。

Point

登録通知の受領もe-Taxで

- e-Taxで登録申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。
 - 1 書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる（郵送によるタイムラグがない。）。
 - 2 登録通知の紛失リスクがない。
 - 3 取引先への連絡が便利（メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能）。

- 適格請求書の記載事項には、登録番号が含まれますので、登録を受けるに当たっては、請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
- 公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる以下のような場合には、一定の手続が必要です（これらの手続の際は、e-Taxをご利用ください。）。

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合※ 1 ・氏名又は名称 ・（法人のみ）本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録の取消しを求める場合※ 2	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
事業を廃止した場合	事業廃止届出書※ 3
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書※ 3
個人事業者が死亡した場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書※ 3

※ 1 法人の「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」につき異動があった場合において、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書の提出は不要です。

※ 2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者となるためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要となります。

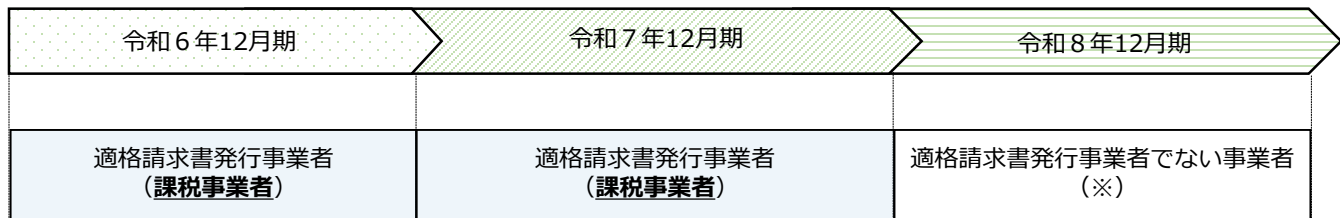
※ 3 「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を併せて提出する必要はありません。

(注) 次の取消事由に該当する場合には、税務署長は、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡がとれない場合をいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていない場合
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑥ 登録申請手続において虚偽の内容を記載し、登録を受けた場合

- 適格請求書発行事業者の登録を取りやめるには、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（以下「登録取消届出書」といいます。）を提出する必要があります。
 - 適格請求書発行事業者の登録の効力を失う日は、原則として登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります（当該翌課税期間の初日から起算して、15日前の日までに提出する必要があります。15日前の日が土日祝日に該当する場合でも、その翌日には延長されません。）。
- なお、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日から登録の効力が失われることとなります。

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和8年1月1日から登録を取りやめたい場合



令和8年1月1日から登録を取りやめるには、**令和7年12月17日まで**に提出。**同日を過ぎた場合**は、**令和9年1月1日**から登録の効力が失われます。

登録取消
届出書

(※) 基準期間における課税売上高等により判定します。

7 免税事業者の登録申請手続等

免税事業者の登録申請手続

> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を希望する日から登録を受け、課税事業者となることができます(経過措置)。

- 上記経過措置による登録申請手続を行う場合には、**「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。**
- 上記経過措置の適用を受けて登録を受けた場合には、適格請求書発行事業者でなくなった場合においても、**登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは、免税事業者となることができません(令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。)**。

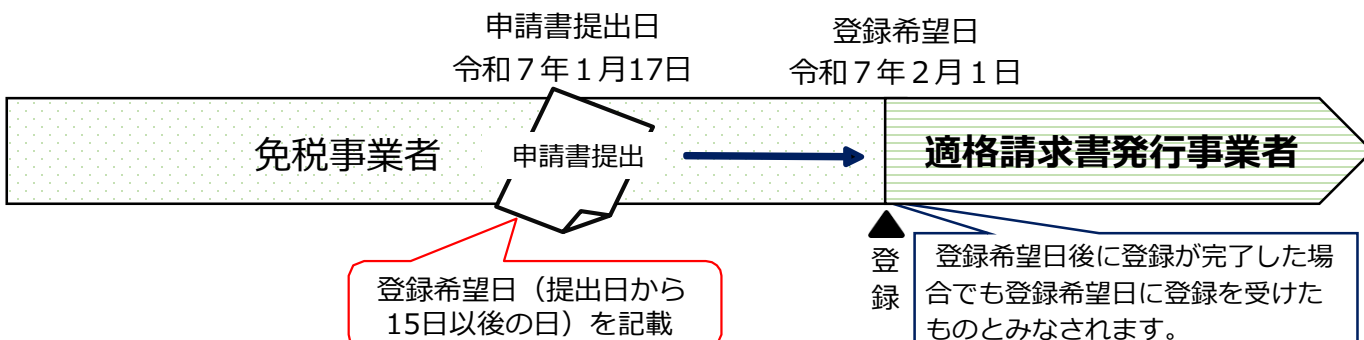
Point

経過措置の適用により登録を受ける場合における登録を希望する日の記載

- 上記経過措置の適用により、登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、登録を希望する日であって、提出する日から15日以後の登録を受ける日(以下「登録希望日」といいます。)を記載する必要があります。

この場合、その登録希望日後に登録が完了した場合であっても、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

【例】 令和7年2月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合

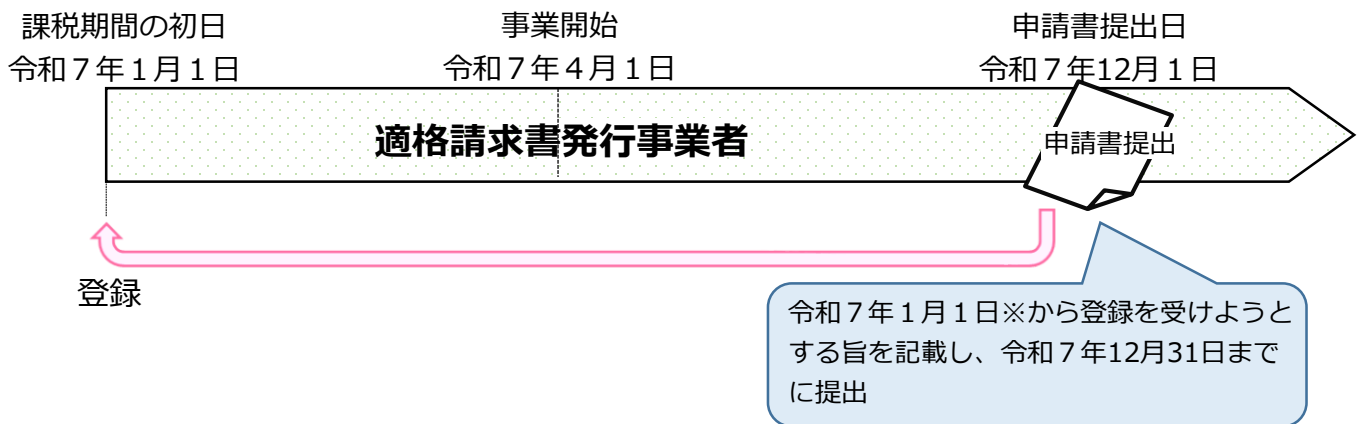


Point

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする場合

- 事業を開始した日の属する課税期間の初日※から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出し、登録がされたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます。
 - ※ 個人事業者の場合は、原則として1月1日、法人の場合は、原則として設立日となります。
なお、事業開始日前の期間に取引がない場合、事業開始日以後の取引のみ申告が必要です。
- 免税事業者は、**「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありませんが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは、免税事業者となることができません（令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）**。

【例】個人事業者が令和7年4月1日に事業を開始し、課税期間の初日から登録を受ける登録申請手続を行う場合



- ※ 上記の場合、令和7年1月1日から適格請求書発行事業者となり、同日以後の期間に係る取引について申告が必要となりますが、事業開始前の期間（1月1日～3月31日）について、取引を行っていないければ、事業開始日以後の期間に係る取引のみ申告することとなります。

Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、**登録の効力が失われぬ限り、消費税の申告が必要**です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務） ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP 9
- **登録を受けるかどうかは、事業者の任意**です。適格請求書発行事業者の登録を受けない場合、適格請求書を交付できません。また、取引の相手方が消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先が適格請求書を必要としない場合もあります。
 - なお、登録を受けなかったとしても、取引の相手方は、経過措置により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。
⇒ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置についてはP 15

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの概要

> このサイトでは、「登録番号」を入力することで、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ① 氏名又は名称^(※) ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登録番号
④ 登録年月日 ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要です。

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能です。

- ・ 個人事業者 : 主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・ 人格のない社団等 : 本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。法人番号を検索したい場合はこちら

登録番号を検索する
登録番号（「T」一度に10件まで）**①確認したい登録番号を入力** ます。

登録番号
T **1234567890123** 13桁

②検索をクリック

検索 クリア

登録番号
T **1234567890123** 13桁

登録番号でまとめて検索する + 一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [ページ印刷](#)

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称（通称）
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

<請求書やレシートに「屋号（お店の名前など）」を記載している個人事業者の皆さまへ>

主たる屋号については、個人事業者自身が申し出た（希望した）場合に公表することができます。

※ 「主たる事務所等の所在地等」も公表することができます（「住所」は公表されません。）。屋号リーフレット



Point

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

○ このサイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、

- ・ 「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
- ・ 適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能

があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。

サイトの利用に当たっては、利用規約を遵守の上、取得したデータについては、個人情報保護法に基づき適切にお取り扱いください。

公表サイト



9 各種情報のご案内

免税事業者の方に対する支援措置など

各税務署ではインボイス制度に関して、事前予約の上で個別相談をお受けしており、必要に応じて、補助金、取引条件の見直しの際における下請法・独占禁止法等の関係（P26）についても案内しています。

また、インボイス制度について免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、各種相談先や税理士の無料オンライン相談をご案内する窓口を開設しています（中小企業庁補助事業）。登録を受けるかどうかの判断にお悩みの方は、これらを是非ご活用ください。

(参考)

インボイス制度への対応に取り組む方への補助金や税理士による無料オンライン相談などの各種支援策があります。

詳しくは、リーフレットをご確認ください。



インボイス制度への
対応に取り組む皆様へ
各種支援策のご案内
(中小企業庁)

インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ & A、申請手続に関する情報など、インボイス制度に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度に関する相談窓口について

インボイス制度に関するご相談は、インボイスコールセンター（ページ下部参照）や各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口にご相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を上記「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名でQ&Aが公表されており、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されています。

また、公正取引委員会のホームページでは、上記Q&Aに加えて、インボイス制度の実施に関連した相談事例・注意事例・動画等が掲載されていますので、ご参照ください。

インボイス制度
関連コーナー
(公正取引委員会)



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットの
ご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和6年4月
改訂)

- ◆ 令和5年10月1日にインボイス制度が開始されました。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。
- ※ 制度開始後であっても、インボイス発行事業者の登録を受けることは可能です。なお、免税事業者の方は登録を希望する日（申請書の提出日から15日後の日）から登録を受けることができます。

申請手続



- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会ホームページへ



③ インボイス制度への対応に関連する補助金

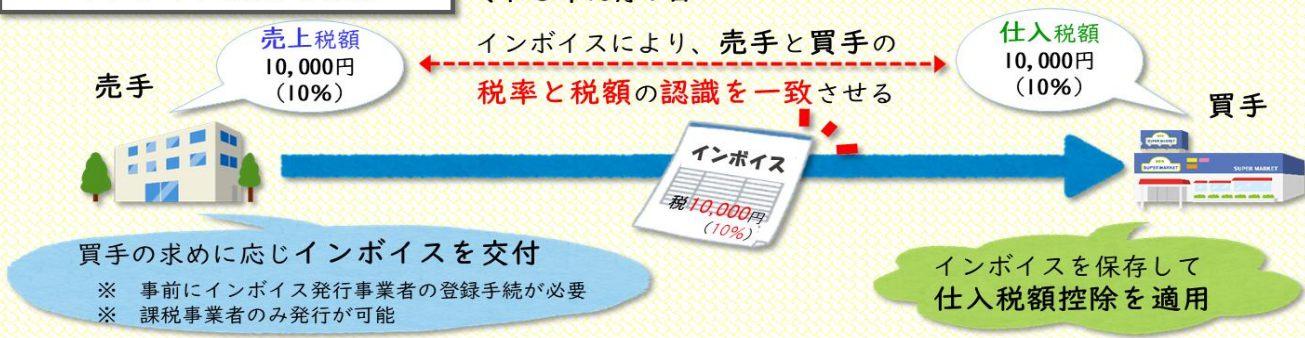
インボイス制度への対応に当たり、補助金等各種支援策があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。

③ 各種支援策のご案内リーフレットへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。 ※2 一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる(少額特例)ため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

令和5年度税制改正
(2割特例・少額特例)
関係



□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります）。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）